

## GSB パートナー契約約款

株式会社アール・アイ（以下「当社」といいます）は本 GSB パートナー契約約款（以下「本契約」といいます）を締結する者（以下「パートナー」といいます）に対し、当社が運営・提供するデータバックアップサービス GIGA Sonic Backup（以下「サービス」といいます）の第三者に対するサービスの紹介業務（以下「紹介業務」といいます）を以下に記載する全ての定めに従い委託するものとします。

### 第1条 契約の目的

本契約の定めに従いパートナーは紹介業務を実施できるものとし、当社はパートナーが実施した当該業務によって成約となった案件（以下「紹介案件」といいます）に対して別途定める手数料を支払うものとします。

### 第2条 契約の条件

パートナー契約を締結した法人または事業主、団体、組合の所属者は個人として本契約を締結できないものとします。

### 第3条 通知

1. 当社から利用者への通知は書面、電子メール、Web サイトへの掲載等当社が適当と認める方法によるものとします。
2. 前項に基づき電子メールまたは Web サイトへの掲載により通知を行う場合、当該通知はインターネット上に配信された時点をもって到達したものとします。

### 第4条 パートナー契約の成立

本契約は当社が運営する Web サイト「<http://www.data-backup.jp>」（以下「Web サイト」といいます）でのパートナー登録が完了した時点をもって成立とします。

### 第5条 パートナーコード及び専用 URL

1. 本契約の締結後、当社はパートナーに対してパートナー固有に定める英数字 8 桁のパートナーコード及び専用 URL（以下「コード」といいます）を付与するものとします。
2. 当社はコードを用いて各パートナーを識別します。
3. コードは契約締結後、電子メールにて通知されるものとします。

### 第6条 紹介業務

紹介業務は第 4 条で定めるコードを用いて実施します。パートナーは本契約に基づきサービスの利用を希望する第三者にコードを提供し、その利用希望者がコードを使用して申し込むよう促すものとします。

### 第7条 手数料

1. 当社はコードを使用してサービスを申し込んだ利用者（以下「エンドユーザー」といいます）との間で契約が成立し、エンドユーザーからの入金を確認できた後、パートナーに対して手数料を支払うものとします。エンドユーザーからの入金が無い場合、手数料は発生

しません。

2. 当社は本条で定める手数料を、エンドユーザーからの入金完了した月の15日をもって締め、支払い対象となる案件名、当該手数料を記載した明細書をパートナーに対して電子メールにて発行し、手数料の計算を締めた当月の末日にパートナーが指定する口座に振り込むものとします。ただし手数料の支払日が金融機関の休業日にあたる場合、その日以降最初の金融機関営業日を支払い日とします。
3. 当社は紹介業務による手数料を、支払い対象案件のエンドユーザーがサービスを継続して利用する限り永続的に支払うものとします。
4. 手数料の支払いはエンドユーザーがサービスの利用を停止した月に発生した分をもって終了とします。
5. 手数料の金額は当社が別途パートナーに提供する「GSB パートナー概要」に記載するものとします。
6. パートナーが次の各号の一つでも該当するときは、紹介業務にかかる手数料は一切支払われないものとし、パートナーの手数料支払い請求権は消滅するものとします。
  - (1) 紹介業務の実施にあたり、本契約に違反したとき
  - (2) 違法行為もしくは第10条の第1号から第4号に違反するなど不正・不当な行為をなしたとき
  - (3) 14条、15条に基づく本契約の解除がなされたとき

#### 第8条 費用負担

手数料の支払いにあたって発生する振込み手数料等の諸費用はすべてパートナーが負担するものとします。

#### 第9条 ロゴマーク・商標等の使用

パートナーはサービス及び当社のロゴマーク、商標等を当社が認めた場合に限り使用できるものとします。

#### 第10条 禁止事項

パートナーは次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします

- (1) 申し込み意思及び商品の利用意思の無いエンドユーザーに対し、あたかも意思があるものとして強引に紹介業務を実施すること
- (2) エンドユーザーに対し、サービスについて誤認を生じさせること
- (3) 当社の名誉・信用を毀損させること
- (4) パートナー本人が自らのコードを使用してサービスを申し込むこと
- (5) パートナーは予め当社から書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の権利の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします
- (6) 本契約に違反すること

#### 第11条 秘密保持

1. 当社は本サービスの実施により知り得たパートナーの秘密情報について、本サービス実施の目的範囲内でのみ使用するものとし、利用者から事前の書面などによる同意なくして第三者に開示しません。

2. 当社及びパートナーは、サービス遂行に関連して相手方より秘密である旨を指定されて提供された情報を秘密として取扱い、その管理に必要な措置を講ずるものとします。ただし次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
  - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) パートナーから提供を受けた情報に関係なく、独自に開発した情報
  - (4) 本契約に違反することなく、かつ相手方から受領の前後を問わず公知となった情報
  - (5) 裁判所その他の公官庁より法令の定めに基づいて開示を求められた情報
3. パートナーは当社が当社の業務委託先である第三者に秘密情報（個人情報を含む）を開示することを認めるものとします。
4. 本条の規定は本契約終了後3年間存続します。

#### 第12条 登録内容の変更

パートナーはパートナー登録完了時点から登録内容に変更があった場合、以下に記載する電子メールアドレス宛に変更内容を直ちに連絡するものとします。

#### 記

パートナー専用メールアドレス：[partner@ri-ir.com](mailto:partner@ri-ir.com)

#### 第13条 契約の変更

1. 当社は本契約及び付随して取り決めた協定書等の条項を変更しようとする場合、パートナーに対してその旨を電子メールまたは書面にて通知するものとします。
2. 前項の通知がパートナーに到達した日より10日以内にパートナーから当該変更に関する旨の書面・電子メールが当社に到達しない場合、または変更通知に定める変更期日以降にパートナーが当該変更の内容に従って取り扱いもしくは本契約を履行した場合、当該変更についてパートナーが異議無く承諾したものとみなし、前項の通知の通り、当該契約が変更されたものとします。
3. 前項の期間内にパートナーから当該変更に関する旨の書面が当社に到達したときは、当社及びパートナーは当該変更の可否について協議を行い、処理解決するものとします。

#### 第14条 契約の有効期限

本契約はパートナーまたは当社が本契約の定めに基づいて契約を解除しない限り有効とします。

#### 第15条 パートナーによる契約の解除

パートナーによる契約の解除は以下の手順によるものとします。

- (1) パートナーが本契約の解除を希望する場合、当社に対して電子メールまたは書面の郵送によりその旨を申し出るものとします
- (2) 当社は前項の申し出があった場合、30日以内に契約解除を了承する旨をパートナーに対して通知します
- (3) 前項の通知をもって本契約は解除となります

#### 第16条 当社による契約の解除

パートナーが次の各号の一つにでも該当した場合、当社は通知催告なしに本契約の一部または全部を解除できるものとします。

- (1) 本契約及びGIGA Sonic Backup が包含するすべてのサービスの運営を妨げる行為をなしたとき
- (2) パートナーが第9条に定める禁止事項をなしたとき
- (3) 個人名義で契約を締結したパートナー本人が死亡、後見開始または保佐開始の審判があるなど業務遂行不可能な状況になったとき
- (4) パートナーが当社の信用、名誉を毀損し、当社からの信用を失わせる不当な行為をなしたとき
- (5) パートナーが他人の著作権を侵害する行為をなしたとき
- (6) パートナーが監督官庁から営業許可の取消し、または営業停止の処分を受けたとき
- (7) パートナーが不正行為を行った場合、もしくは当社の業務履行を妨げたとき
- (8) パートナーが仮差押え、差押え、仮処分、または競売の申立て等強制執行の申立てを受けたとき
- (9) パートナーが法的倒産手続(破産、民事再生手続、商法上の会社整理、会社更生を含み、かつこれらに限らないものとする)による手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき
- (10) パートナーの自己振出の手形または小切手が不渡りとなったとき
- (11) パートナーが合併、解散、重要な営業の一部または全部を第三者に譲渡したとき
- (12) パートナーが当社の信用、名誉を毀損し、当社からの信用を失わせる不当な行為をなしたとき

#### 第17条 免責

1. 本契約に関連する業務に瑕疵があった場合は、当社は本契約に基づき必要な業務を合理的な範囲で繰り返し実施することとします。当社は当該業務の実施にあたり、故意または故意に準ずる重過失が無い限り、損害賠償その他の責任を負わないものとします。
2. 当社がパートナーに対して実施する業務に起因する損害賠償責任を負う場合、その範囲は当社に帰責される事由によって直接パートナーに発生した通常かつ現実の損害に限定され、その賠償金額は、いかなる場合に当社による業務実施上の瑕疵があった月を含め直近6ヶ月に発生した手数料の合計額を上限とします。

#### 第18条 合意管轄

本契約について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

#### 第19条 準拠法

本契約は日本国の法律を準拠法とします。

#### 第20条 協議

本契約に定めのない事項または本契約の各条項に疑義が生じた場合は、当社とパートナーは誠意を持ってこれを協議解決するものとします。